



熊本県公報

第 12128 号

平成 24 年 7 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	1
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	2
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○ 人吉都市計画道路の変更 (熊本県決定)	(都市計画課)	2
○ 特定行為業務の登録	(障がい者支援課)	2
○ 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項	(水俣病保健課)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の廃止	(〃)	3
○ 道路の区域変更	(道路保全課)	4
○ 道路の区域変更	(〃)	4
○ 道路の供用開始	(〃)	4
○ 平成 24 年度補正予算 (一般会計、特別会計) の要領の公表	(財政課)	5
公 告		
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不分 明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	23
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不分 明者に係る当該通知の掲示	(〃)	23
○ 平成 24 年度職業訓練指導員試験の実施	(産業人材育成課)	23
○ 肥料登録	(農業技術課)	27
○ 公共測量の実施	(監理課)	27
○ 土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	27
○ 土地改良区の定款変更認可	(〃)	28
○ 土地改良区役員の退任及び就任	(〃)	28
○ 土地改良区役員の退任	(〃)	28
登 載 依 頼		
○ 平成 24 年度行政書士試験の実施	(財団法人 行政書士試験研究センター)	29
○ 熊本県環境審議会水保全部会の開催	(環境立県推進課)	30

告 示

熊本県告示第 884 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
徳永循環器科内科医院 山鹿市山鹿 1478 番地の 2	医療法人山鹿慈恵会	平成 24 年 7 月 1 日

熊本県告示第 885 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
徳永循環器科内科医院 山鹿市山鹿 1478 番地の 2	医療法人山鹿慈恵会	平成 24 年 7 月 1 日

熊本県告示第 886 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所野の花 菊池郡菊陽町原水 383 番地	ラポール株式会社	平成 24 年 7 月 1 日

熊本県告示第 887 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 きずな 菊池郡菊陽町原水 383 番地	ラポール株式会社	平成 24 年 7 月 1 日

熊本県告示第 888 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 きずな 菊池郡菊陽町原水 383 番地	ラポール株式会社	平成 24 年 7 月 1 日

熊本県告示第 889 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 都市計画の種類
人吉都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
人吉市鬼木町字南久保田、字本白、願成寺町字天神林及び字熊田口の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第 890 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
あゆむ訪問介護ステーション	熊本市西区上熊本 3-5-36	431200023	平成 24 年 7 月 1 日

熊本県告示第891号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項

熊本県医療事業実施要項（平成22年熊本県告示第635号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「求める者（以下「申請者」という。）は、」の次に「平成24年7月31日まで」を加える。

同条第5項中「書類を」を「書類等を」に改める。

同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 昭和44年12月1日以後に生まれた者にあっては、さい帯、胎毛又は妊娠中の母親の毛髪における高濃度のメチル水銀のばく露の可能性を示すデータ

同条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同項中「第12項」を「第13項」に改める。

同条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、同項中「第8項」を「第9項」とする。

同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 第5項の規定にかかわらず、知事は、第3項に規定する平成24年7月31日において、添付しなければならない書類等に不足のある場合も給付申請書を受け付けた日に申請があつたものとみなし、給付申請書を受け付けた日から3か月を経過する日までに提出された資料等により審査を行うものとする。

第14条第1項中「第8項」を「第9項」に改め、第5項中「第9項」を「第10項」に改め、第7項中「第11項」を「第12項」に改め、第8項中「第15項」を「第16項」に改める。

第19条中「第8項」を「第9項」に改める。

附則第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

附則第5項中「その上で、新たに救済を求める者については、平成23年末までの申請の状況を十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとする。」を削る。

附 則

この要項は、平成24年7月10日から施行する。

熊本県告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
ひかり整骨院	増永 甲太	上益城郡嘉島町鯨1832番地2	平成24年6月6日

熊本県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年7月10日

(施術者〔柔道整復師〕)

熊本県知事 蒲島 郁夫

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
まごころ整骨院	小村 敏万	水俣市桜井町1-2-3	平成24年5月 31日

熊本県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年7月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	下浦馬場線	天草市栖本町馬場上柳田 3361番1地先から 天草市栖本町馬場字網代 3356番1地先まで	前	9.1 ～ 29.1	87.5	災害防除
			後	16.3 ～ 31.0	87.5	

2 区域を変更する期日 平成24年7月10日

熊本県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年7月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市宮地字塩塚 4021番地先から 同所 3975番1地先まで	前	5.6 ～ 7.0	340.0	一括交安(改築による拡幅)
			後	8.2 ～ 13.0	340.0	

2 区域を変更する期日 平成24年7月10日

熊本県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年7月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町東小川字上蓮佛 436番地先から 同所 440番1地先まで	75.0	一括交安 (道路改築)
		宇城市小川町西海東字松丸 3番1地先から 宇城市小川町西海東字前田 1268番地先まで	742.5	

2 供用を開始する期日 平成 24 年 7 月 10 日

熊本県告示第 897 号

平成 24 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 24 年 6 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 24 年 7 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 24 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,815,372 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 713,706,981 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円 1,759,501	千円 3,172,193	千円 4,931,694
	1 分 担 金	95,155	165,355	260,510
	2 負 担 金	1,664,346	3,006,838	4,671,184
2 使用料及び 手数料		千円 6,822,835	千円 6,621	千円 6,829,456
	1 手 数 料	2,988,932	6,621	2,995,553
3 国庫支出金		千円 77,263,480	千円 20,622,204	千円 97,885,684
	1 国庫補助金	38,772,462	20,617,301	59,389,763
	2 国庫委託金	1,539,999	4,903	1,544,902
4 財産収入		千円 1,554,536	千円 64,931	千円 1,619,467
	1 財産運用入	1,081,487	9,828	1,091,315
	2 財産売払入	473,049	55,103	528,152
5 繰入金		千円 26,705,470	千円 29,039,537	千円 55,745,007
	1 特別会計 繰入金	641,962	12,194	654,156
	2 基金繰入金	26,063,508	29,027,343	55,090,851

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6 諸 収 入		33,511,333	307,886	33,819,219
	1 受 託 事 業 入	1,000,103	28,097	1,028,200
	2 雜 入	3,935,276	279,789	4,215,065
7 県 債		73,194,000	27,602,000	100,796,000
	1 県 債	73,194,000	27,602,000	100,796,000
歳 入 合 計		632,891,609	80,815,372	713,706,981

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		28,432,181	1,413,366	29,845,547
	1 総務管理費	11,626,049	359,871	11,985,920
	2 企画費	4,614,907	1,030,993	5,645,900
	3 徴税費	7,021,838	270	7,022,108
	4 市町村費 振興費	3,441,382	4,931	3,446,313
	5 防災費	822,440	17,301	839,741
2 民生費		78,904,361	12,211,568	91,115,929
	1 社会福祉費	58,780,068	6,780,675	65,560,743
	2 児童福祉費	15,777,018	5,430,232	21,207,250
	3 災害救助費	8,100	661	8,761
3 衛生費		55,035,021	1,469,624	56,504,645
	1 公衆衛生費	39,427,334	96,065	39,523,399
	2 環境衛生費	12,775,707	1,319,825	14,095,532
	3 医薬費	1,092,344	53,734	1,146,078

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 労 働 費		4,657,754	363,075	5,020,829
	1 労 政 費	166,549	759	167,308
	2 職業訓練費	1,737,685	6,080	1,743,765
	3 失業対策費	2,657,710	356,236	3,013,946
5 農 水 産 業 林 費		35,083,636	17,525,157	52,608,793
	1 農 業 費	10,817,557	3,321,568	14,139,125
	2 畜 産 業 費	1,983,472	848,222	2,831,694
	3 農 地 費	8,866,130	6,587,884	15,454,014
	4 林 業 費	9,531,226	5,306,849	14,838,075
	5 水 産 業 費	3,885,251	1,460,634	5,345,885
6 商 工 費		28,843,541	3,418,426	32,261,967
	1 商 業 費	25,150,114	268,218	25,418,332
	2 工 鉱 業 費	3,180,050	3,087,546	6,267,596
	3 觀 光 費	513,377	62,662	576,039
7 土 木 費		33,758,559	40,301,032	74,059,591

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	2,317,397	1,373,445	3,690,842
	2 道路橋りょう費	18,239,391	16,936,761	35,176,152
	3 河川海岸費	6,601,553	11,333,108	17,934,661
	4 港湾費	2,135,866	2,794,817	4,930,683
	5 都市計画費	3,129,083	7,102,348	10,231,431
	6 住宅費	1,335,269	760,553	2,095,822
8 警察費		38,531,657	732,376	39,264,033
	1 警察管理費	35,114,233	356,947	35,471,180
	2 警察活動費	3,417,424	375,429	3,792,853
9 教育費		164,540,953	3,294,774	167,835,727
	1 教育総務費	26,446,471	1,230,826	27,677,297
	2 高等学校費	30,631,050	1,957,467	32,588,517
	3 特別支援学校費	8,970,157	52,912	9,023,069
	4 社会教育費	2,258,727	17,551	2,276,278
	5 保健体育費	1,489,077	36,018	1,525,095

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 災害復旧費		1,796,956	80,000	1,876,956
	1 土木災害復旧費	1,196,086	80,000	1,276,086
11 諸支出金		47,194,582	5,974	47,200,556
	1 繰出金	7,319,974	5,974	7,325,948
歳出合計		632,891,609	80,815,372	713,706,981

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 ひとり親家庭等応援事業	平成25年度	千円 181,594
2 木質バイオマス燃焼灰活用試験業務	平成25年度	378
3 企業立地促進費補助	平成25年度 ～平成28年度	1,900,000
	年次別内訳	
	平成25年度	735,000
	平成26年度	565,000
	平成27年度	300,000
	平成28年度	300,000
4 道路改築事業 (国道266号新天門橋) 上天草市・宇城市	平成25年度 ～平成28年度	9,000,000
	年次別内訳	
	平成25年度	2,000,000
	平成26年度	2,000,000
	平成27年度	2,500,000
	平成28年度	2,500,000
5 地域道路改築事業 (国道324号知十橋) 上 天 草 市	平成25年度	600,000
6 緊急雇用創出基金事業	平成25年度	89,042

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成25年度 ～平成30年度	千円 2,829,886	平成25年度 ～平成30年度	千円 2,915,882
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	615,050	平成25年度	632,353
	平成26年度	593,358	平成26年度	610,661
	平成27年度	593,249	平成27年度	610,552
	平成28年度	593,249	平成28年度	610,470
	平成29年度	426,574	平成29年度	443,440
	平成30年度	8,406	平成30年度	8,406

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
造林国庫補助事業費	千円 21,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し (借入方法)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
空港直轄事業負担金	92,000	共団体金融機構、 会社、その他	利率見直し 方式で借り 入れる資金	
農地海岸直轄事業負担金	291,000	(借入方法)		
道路直轄事業負担金	3,261,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又
河川直轄事業負担金	4,275,000	(その他)	後において は、当該見 直し後の利 率)	は借換えをするこ とができる。
砂防直轄事業負担金	101,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることができる。		
公共土木直轄災害復旧事業負担金	80,000			
単県公園整備費事業	72,000			
九州新幹線建設費事業	1,066,000	発行価格が額面 金額を下回るときは、 その発行差額をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	10,416,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 827,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% (ただし、 融機構、会社、 その他)	据置期間を 含め30年以内 (ただし、 利率見直 し方式で 証券借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。))	1,704,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	379,000				522,000			
農地防災国庫補助事業費	58,000				249,000			
湛水防除国庫補助事業費	235,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	376,000			
林道国庫補助事業費	278,000	証書借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。))	る資金に ついて、 利率の見 直しを行 なった後に おいては、 工事その他 の都合により、 一部又は全部	等 ただし、県 財政の都合に より、線上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	823,000			
治山国庫補助事業費	1,050,000				1,970,000			
保安林整備国庫補助事業費	117,000				207,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	186,000	(その他)			199,000			
漁港国庫補助事業費	338,000				681,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	1,708,000				4,216,000			
道路維持国庫補助事業費	2,485,000				3,176,000			
河川国庫補助事業費	915,000	借り入れるこ とができる。 発行価格が			1,760,000			
砂防国庫補助事業費	828,000				1,879,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河川海岸保全国庫補助事業費	129,000	額面金額を下 回るときは、 その発行差額			209,000			
港湾建設国庫補助事業費	222,000				539,000			
街路国庫補助事業費	575,000	をうめるため			2,492,000			
都市公園整備事業費	222,000	必要な金額を 加算した額を			317,000			
公営住宅建設事業費	64,000	限度額とする			469,000			
単県道路整備事業費	2,462,000	ことができる。			5,630,000			
単県河川整備事業費	256,000				1,364,000			
単県砂防整備事業費	42,000				295,000			
単県河川海岸整備事業費	6,000				100,000			
単県街路整備事業費	24,000				80,000			
警察施設整備事業費	1,068,000				1,157,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通安全施設整備事業費	千円 287,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機関、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、一部又は全部 を翌年度以降に繰り下げて 借り入れることができる。 発行価格が 額面金額を下回るときは、 その発行差額をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 335,000			
県立高等学校整備事業費	1,926,000			3,082,000	(補正前に同じ)			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備事業費	千円 18,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、線上償 還をなし、又 は借換えをす ることでき る。	千円 60,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	16,705,000				33,891,000			

平成 24 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 1 号）
 平成 24 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 1 号）
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,194 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,381,698 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		13,902	12,194	26,096
	1 繰 越 金	13,902	12,194	26,096
歳 入 合 計		1,369,504	12,194	1,381,698

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸 支 出 金			12,194	12,194
	1 繰 出 金		12,194	12,194
歳 出 合 計		1,369,504	12,194	1,381,698

平成 24 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 1 号）

(総 則)

第 1 条 平成 24 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 24 年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第 1 款 事業収益	1,919,790 千円	△219,640 千円	1,700,150 千円
第 2 項 営業外収益	9,183 千円	4,669 千円	13,852 千円
第 3 項 特別利益	443,000 千円	△224,309 千円	218,691 千円
支 出			
第 1 款 事 業 費	2,985,649 千円	△1,326,497 千円	1,659,152 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,385,487 千円	△60,297 千円	1,325,190 千円
第 3 項 特 別 損 失	1,545,755 千円	△1,266,200 千円	279,555 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「260,866 千円」を「1,149,618 千円」に、「10,551 千円」を「54,484 千円」に、「250,315 千円」を「1,095,034 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第 1 款 資本的収入	371,142 千円	550,809 千円	921,951 千円
第 2 項 荒瀬ダム関連			
交 付 金 等	0 千円	550,809 千円	550,809 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	632,008 千円	1,439,561 千円	2,071,569 千円
第 1 項 建設改良費	221,577 千円	1,439,561 千円	1,661,138 千円

平成 24 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

(総 則)

第 1 条 平成 24 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 24 年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
入			
第 1 款 事業収益	812,425 千円	38,208 千円	850,633 千円
第 2 項 営業外収益	149,717 千円	38,208 千円	187,925 千円
出			
第 1 款 事 業 費	1,045,426 千円	38,322 千円	1,083,748 千円
第 1 項 営 業 費 用	880,761 千円	1,200 千円	881,961 千円
第 2 項 営業外費用	157,665 千円	37,122 千円	194,787 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
入			
第 1 款 資本的収入	916,690 千円	84,000 千円	1,000,690 千円
第 2 項 長期借入金	313,921 千円	21,420 千円	335,341 千円
第 3 項 工事受託金	11,661 千円	62,580 千円	74,241 千円
出			
第 1 款 資本的支出	1,046,886 千円	84,000 千円	1,130,886 千円
第 1 項 建設改良費	67,721 千円	84,000 千円	151,721 千円

平成24年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度熊本県有料駐車場事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	128,306千円	219千円	128,525千円
第2項 営業外収益	873千円	219千円	1,092千円
	支	出	
第1款 事 業 費	74,629千円	240千円	74,869千円
第1項 営 業 費 用	63,245千円	240千円	63,485千円

平成24年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成24年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度熊本県病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,610,002千円		1,610,002千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,605,682千円	4,320千円	1,610,002千円
第1項 医 業 費 用	1,508,628千円	4,320千円	1,512,948千円

公 告

熊本県公告第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南関町役場に掲示する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
内野 用吉、木村 健一

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があつたこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年5月11日付け農林水産省告示第1286号による。

熊本県公告第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南関町役場に掲示する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
北原 久光、津留 文太郎、国崎 米藏、伊藤 鉄次郎、布志木 惣四郎、吉良 ト
クエ、森田 ヒロ子、猿渡 清光、美奈川 敬志、久富 博、作田 市藏

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があつたこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年5月11日付け農林水産省告示第1285号による。

熊本県公告第388号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、平成24年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科）を実施する職種

和裁科

- (2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、木型科、レザーワーク科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麵科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、構造工学科、壁面建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、インテリア科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畠科、熱絶縁科、設備管理科、ボイラーワーク科、クレンジング科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォーカリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

- (1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和裁科	<p>ア 関連学科</p> <p>(ア) 系基礎学科</p> <p>a 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</p> <p>b 縫製法（縫製法、縫製用材料）</p> <p>c 安全衛生法（安全管理、衛生管理）</p> <p>(イ) 専攻学科</p> <p>a 和裁法（縫製工程、和服の種類、裁縫法）</p> <p>b 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</p>

(2) 学科試験（指導方法）を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麵科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラーコーク、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験を受けることができる者

(1) 試験職種（1の（1））に係る試験を受けることができる者

2級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。

(2) 試験職種（1の（2））に係る試験を受けることができる者

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

4 試験の一部免除

(1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級（「バルコニーワーク」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指

		導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科	
(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。		
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第一級陸上無線技術士の免許を有する者 航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年通商産業省令第71号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

航空機整備科	航空機製造事業法施行規則（昭和 29 年通商産業省令第 52 号）による航空機国家試験合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 51 号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）による熱管理士の免状を有する者	学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）による第一級総合無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）による臨床検査技師の免許を有する者	学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる免除の範囲
5	試験を受けることができない者	
	(1) 成年被後見人又は被保佐人	
	(2) 禁錮以上の刑に処せられた者	
	(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者	
6	試験の日時及び場所	
	平成 24 年 9 月 13 日（木）午前 10 時 45 分から	
	熊本県庁（本館 101 会議室）	
7	受験手続	
	(1) 受験申請書類	
	職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身の写真で、横 30 ミリメートル、縦 40 ミリメートル、裏面に氏名及	

び撮影年月日を記載したもの) 及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

(2) 申請書類の受付期間及び提出先

平成24年8月1日(水)から同年8月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課

(3) 受験手数料

受験手数料(学科試験手数料)は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。

(4) 受験票

受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。

8 合格発表

平成24年10月1日(月)に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。

9 その他

(1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課において交付する。

なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、140円切手を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課に請求すること。

(2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。

なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。

(3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。

熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2344(直通)

熊本県公告第389号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第145 4号	魚廃物 加工肥料	天草魚粉2号	窒素全量: 4.5 りん酸全量 7.5	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	天草ショウエイ 株式会社 熊本県天草市牛深町3031番地26	平成24年7月2日

熊本県公告第390号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(数値地形図データ作成)	平成24年6月15日から 平成24年8月5日まで	山鹿市全域

熊本県公告第391号

宇城市に事務所を置く豊野町土地改良区理事長小田信明から平成24年5月25日付けて申請のあつた定款の変更については、平成24年7月2日付で認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第392号

熊本市に事務所を置く大門樋土地改良区理事長井上恵一から平成24年6月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年7月2日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第393号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	成松 信幸	上益城郡嘉島町大字上仲間 780-2
理事	岡 牧生	上益城郡嘉島町大字鯰 1749
理事	佐藤 光志	上益城郡嘉島町大字鯰 1335
理事	米光 道彦	上益城郡嘉島町大字上仲間 4
理事	園田 賢児	上益城郡嘉島町大字上仲間 1638-1
理事	林田 篤	上益城郡嘉島町大字下仲間 1226
理事	松本 一幸	上益城郡嘉島町大字下仲間 477-1
理事	本田 光輝	上益城郡嘉島町大字犬渕 415-2
理事	栗崎 覚	上益城郡嘉島町大字犬渕 263
監事	中山 猛	上益城郡嘉島町大字上仲間 1618
監事	木村 育生	上益城郡嘉島町大字下仲間 316
監事	津山 智博	上益城郡嘉島町大字上島 1942-1
就任		
理事	岡 牧生	上益城郡嘉島町大字鯰 1749
理事	佐藤 光志	上益城郡嘉島町大字鯰 1335
理事	米光 道彦	上益城郡嘉島町大字上仲間 4
理事	下田 一夫	上益城郡嘉島町大字上仲間 107
理事	園田 賢児	上益城郡嘉島町大字上仲間 1638-1
理事	中山 猛	上益城郡嘉島町大字上仲間 1618
理事	林田 篤	上益城郡嘉島町大字下仲間 1226
理事	松本 一幸	上益城郡嘉島町大字下仲間 477-1
理事	本田 光輝	上益城郡嘉島町大字犬渕 415-2
理事	齊藤 長雄	上益城郡嘉島町大字犬渕 364
監事	中山 忍	上益城郡嘉島町大字上仲間 1644
監事	木村 育生	上益城郡嘉島町大字下仲間 316
監事	榎原 徳昭	上益城郡嘉島町大字鯰 2733-2

熊本県公告第394号

宇土市に住所を置く網津土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	平尾 忠徳	宇土市網津町 2699-1

登載依頼

平成 24 年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 24 年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成 24 年 7 月 10 日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 磯部 力

1 試験期日 平成 24 年 11 月 11 日（日） 午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験場所 熊本大学 黒髪南地区（熊本市中央区黒髪二丁目 39 番 1 号）

3 試験の科目及び方法

（1）試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 24 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関する出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

（2）試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40 字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

（1）郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成 24 年 8 月 6 日（月）から 9 月 7 日（金）まで

イ 受付場所 （財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9 月 7 日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式（配布場所については才をご覧ください。）

エ 受験手数料 7,000 円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

（ア）郵送配布

a 配布期間 平成 24 年 8 月 6 日（月）から 8 月 31 日（金）まで
郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形 2 号：A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8 月 31 日必着のこと。）。

（a）名称 （財）行政書士試験研究センター

（b）住所 〒100-8779 郵便事業（株）銀座支店留

（イ）窓口配布

a 配布期間 平成 24 年 8 月 6 日（月）から 9 月 7 日（金）まで
b 配布場所 （a）熊本県庁新館 1 階情報プラザ及び総務部市町村局市町村行政課（熊本市中央区水前寺六丁目 18-1）
（b）宇城地域振興局総務部総務振興課（宇城市松橋町久具 400-1）
（c）玉名地域振興局総務部総務振興課（玉名市岩崎 1004-1）
（d）鹿本地域振興局総務部総務振興課（山鹿市山鹿 1026-3）
（e）菊池地域振興局総務部総務振興課（菊池市隈府 1272-10）
（f）阿蘇地域振興局総務部総務振興課（阿蘇市一の宮町宮地 2402）

- (g) 上益城地域振興局総務部総務振興課（上益城郡御船町辺田見396-1）
- (h) 八代地域振興局総務部総務振興課（八代市西片町1660）
- (i) 芦北地域振興局総務部総務振興課（葦北郡芦北町芦北2670）
- (j) 球磨地域振興局総務部総務振興課（人吉市西間下町86-1）
- (k) 天草地域振興局総務部総務振興課（天草市今釜新町3530）
- (l) くまもと県民交流館パレア（熊本市中央区手取本町8-9テトリア熊本内）
- (m) 熊本県行政書士会（熊本市中央区水前寺公園28-47嘉悦ビル1階）

(ウ) 配布時間 上記(a)から(k)までについては、午前8時30分から午後5時15分まで

上記(l)については、午前9時から午後9時まで

上記(m)については、午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) (財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みはクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成24年8月6日（月）午前9時から9月4日（火）午後5時まで
この出願システムは、9月4日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

(イ) 最終日（9月4日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03(3263)7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置（車椅子の使用、点字受験など）を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず（財）行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成25年1月28日（月）午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。
また、（財）行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年7月10日

熊本県環境審議会水保全部会
部会長 嶋田 純

1 開催日時

平成24年7月19日（木）

午前10時から正午まで

2 開催場所

熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

熊本県地下水保全条例第25条の2、第32条の2及び第33条に基づく重点地域並びに地下水使用合理化指針及び地下水涵養指針について

4 傍聴者の定員

10名

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県環境審議会水保全部会事務局

(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課地下水企画班)

(電話 096-333-2272)